

## 3月 教育長 教育行政報告

令和8年

- 2月 6日(金) 滋賀県都市教育委員会連絡協議会 県外研修(東京)
- 8日(日) 滋賀県民総スポーツの祭典 総合型地域スポーツクラブ交流大会2025 カローリング in KOKA
- 9日(月) 第8回校務運営等協議会
- 10日(火) 第4回人事に係る市町教育委員会訪問(第二次人事ヒアリング)
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 第4回総会
- 12日(木) 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第1日)
- 第2回甲賀市学校給食センター運営委員会
- 16日(月) 部長会議
- 17日(火) 外国語指導助手人事評価後の面談
- 第3回甲賀市教育委員会委員協議会
- 18日(水) 学校経営等協議会(研修)
- STEAM教育ワークショップ
- 第38回国際平和ポスターコンテスト表彰式
- 19日(木) 第3回甲賀市教育支援委員会
- 20日(金) 臨時部長会
- 「忍者の日」忍者給食視察(多羅尾小学校)
- 23日(月) 姉妹都市フェスタ2026(中学生国際交流事業報告会)
- 24日(火) 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第2日)
- 25日(水) 第3回甲賀市教育委員会臨時会
- 26日(木) 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第3日)
- 27日(金) 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第4日)
- 28日(土) 紫香楽宮跡史跡指定100周年令和7年度フォーラム
- 「未来へつなぐ紫香楽宮跡—紫香楽宮の過去・未来—」
- 3月 1日(日) 第21回甲賀市美術展覧会表彰式
- 2日(月) 部長会議
- 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第5日)

- 3月 3日(火) 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第6日)
- 4日(水) 第2回甲賀市議会定例会 本会議(第7日)
- 5日(木) 人事評価制度施行に伴う校長後期面談
- 6日(金) 中学校卒業式(甲南中学校)  
上方演芸会 甲賀市開催にかかるNHK大津放送局長  
訪問  
第8回総合計画本部会議
- 8日(日) 甲賀市スポーツ協会スポーツ表彰授賞式
- 10日(火) 第4回甲賀市教育委員会委員協議会
- 13日(金) 滋賀県へき地教育振興協議会 会計監査  
教育研究奨励事業表彰式
- 15日(日) 第20回甲賀市長杯少年サッカー大会閉会式
- 16日(月) 部長会議
- 17日(火) 第3回甲賀市行政改革推進本部会議
- 18日(水) 臨時部長会  
第2回甲賀市議会定例会 本会議(第8日)
- 19日(木) 小学校卒業式(貴生川小学校)  
第8回日本国際観光映像祭レセプションパーティー
- 20日(金) 甲賀映像祭2026
- 22日(日) 2026 SASAYURI EXHIBITION  
MATCH
- 23日(月) 甲賀市防災会議  
公益財団法人滋賀県学校給食会第2回通常理事会  
公益財団法人滋賀県学校給食会臨時評議員会
- 24日(火) 第4回甲賀市教育委員会定例会

甲賀市教育委員会教育長の任命に係る議会同意について

令和8年2月12日に開会された、令和8年第2回甲賀市議会定例会（3月）において、令和8年4月1日から令和11年3月31日までを任期とする甲賀市教育委員会教育長に、立岡秀寿氏を任命することが同意されました。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

（昭和31年6月30日法律第162号）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

令和 8 年第 2 回甲賀市議会定例会（3 月）提出議案（教育委員会関係）  
の結果について

## 1 新年度予算案件

### （1）令和 8 年度甲賀市一般会計予算

《甲賀市議会 議案第 4 号》

歳入 2, 166, 112 千円 歳出 4, 764, 429 千円

【原案どおり可決】

## 2 補正予算案件

### （1）令和 7 年度甲賀市一般会計補正予算（第 10 号）

《甲賀市議会 議案第 22 号》

歳入 △176, 139 千円 歳出 △102, 658 千円

【原案どおり可決】

#### ■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

##### ●国庫支出金

・学校施設環境改善交付金 66, 138 千円

##### ●県支出金

・わた SHIGA 輝く国スポ会場地市町運営交付金 △9, 184 千円

##### ●財産収入

・教育振興基金利子 1, 957 千円

##### ●寄附金

・教育振興寄附金 500 千円

・社会教育寄附金 100 千円

・スポーツ振興寄附金 1, 000 千円

##### ●繰入金

・公共施設等整備基金繰入金 △125, 000 千円

##### ●諸収入

・燃料備蓄推進事業費補助金 43, 750 千円

●市債

(学校教育施設等整備事業債)

- ・学校給食センター整備事業  $\Delta 55,400$  千円
- ・小学校施設空調設備整備事業  $\Delta 45,000$  千円

(公共施設等適正管理推進事業債)

- ・小学校施設整備事業  $\Delta 53,700$  千円

(緊急防災・減災事業債)

- ・中学校施設空調設備整備事業  $\Delta 55,300$  千円

(補正予算債)

- ・小学校施設空調設備整備事業  $54,000$  千円

【歳出予算の補正】

- 国民スポーツ大会事業  $\Delta 93,000$  千円  
(県 $\Delta 9,184$ 、一財 $\Delta 83,816$ )

- ・決算見込・入札差額等による負担金の減額

- 中学校特別教室等空調設備整備事業  $\Delta 11,465$  千円  
(諸 $43,750$ 、債 $\Delta 55,300$ 、一財 $85$ )

- 甲南情報交流センター運営事業  $\Delta 2,150$  千円  
(一財 $\Delta 2,150$ )

- ・事業費の実績見込・入札差額当による減額

- 教育振興基金の積み立て  $1,600$  千円 (寄 $1,600$ )

- ・1法人からいただいた教育振興寄附金、個人1名からいただいた社会教育寄附金及び1法人からいただいたスポーツ振興寄附金を教育振興基金に積立て

- 教育振興基金積立事務  $1,957$  千円 (利子 $1,957$ )

- ・定期預金運用利子が当初見込みより増加したことに伴う積立額の増額

- 小学校特別教室空調設備整備事業  $400$  千円  
(国 $6,456$ 、債 $9,000$ 、一財 $\Delta 15,056$ )

- ・入札差額等の発生により減額するほか、令和8年度から前倒しで行う

特別教室の空調整備にかかる経費を追加

※繰越明許費を同時計上

【繰越明許費の補正】

・追加

●小学校特別教室空調設備整備事業 60,500千円

●信楽小学校改築事業 1,021,210千円

3 代表質問

別紙1のとおり

4 一般質問

別紙2のとおり

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
1	凜風会 24番 谷永 兼二 議員	【一括】		
	7. 子育てと学校教育の今後の方針について	<p>②「子どもたちの確かな育ち」を目指し、第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）推進スケジュール（案）では、信楽地域で令和8年4月より学校再編準備委員会での検討を開始、令和10年4月に再編校を開校するスケジュールとなっている。また、甲南第三小学校を中部小学校に統合は、令和15年4月の予定としているが、進捗状況と見通しは。</p> <p>③文部科学省は科学や数学だけでなく、芸術、文化など幅広い領域を含む「STEAM教育」を推進している。今まさに、学校教育が「知識を教える」だけでなく、「学びを社会につなげる」段階へと進むことが求められている。本市の子どもたちが変化の激しい時代を主体的に生き抜き、地域の未来を担う力を育むためにも、STEAM教育の視点を取り入れた教育の充実は欠かせない。導入の考えはあるか。</p> <p>④特色ある教育の具体策は。</p> <p>⑤不登校対策として効果を発揮している『学びの多様化学校』『教育支援センター』に対する甲賀市の現状と今後の方針は。</p> <p>⑥高山市義務教育学校荘川さくら学園は世界とつながるグローバル人材の育成をめざし、幼保小中一貫外国語教育カリキュラムを展開しているように、特色ある教育による小規模特認校という選択肢もあると考えるが所見を伺う。</p>	7-2	②～⑥教育長
2	公明党 20番 堀 郁子 議員	【一括】		
	4. 子育て・教育について	<p>(2)第3期子ども・子育て応援団支援事業計画がR7年度から施行されている。</p> <p>③いじめ防止基本方針はR4年こども基本法制定のタイミングで見直しはされたのか、周知状況について伺う。</p> <p>(4)R7年3月に制定された甲賀市教育振興基本計画について</p> <p>①市の教育環境、教育方針が市民に与える影響と成果、提供状況について伺う。</p> <p>②自己肯定感を高める教育・関わりは重要だと考える。特に小中学校時代の自身を客観的に見るようになってくる時期の接し方は非常に大切であり、学校において、一人ひとりに対する取組、自身を肯定的に捉える指標、家庭への推進について伺う。</p> <p>③いじめ防止・不登校支援で学びの多様化推進室の取組は、長期にわたる支援が必要な場合が多く、義務教育終了後に担当が変わり、関わりが切れてしまったりは引きこもり等になってしまいかねない。義務教育終了後に支援の引き継ぎ・継続の具体策、継続の必要性の考えを伺う。</p> <p>④外国人児童生徒の進学は、親の言語力や理解度により、行きたいところに進学できなかったり、諦めたり、大変難しいものがあると考え。手厚い支援の必要性について伺う。</p> <p>⑤ICT活用支援による一人ひとりの障がいや特性に合わせた個別最適な学びの取組、今後の方向性について伺う。</p> <p>(5)①子どもの性被害を防ぐため、公明党のR8年度予算政策要望にある学校における性被害等の調査に対し、全小中学校において「生命の安全教育」の実施とある。子どもたちの状況を調査・把握した上での教育が重要であると考え。具体的実施方法を伺う。</p> <p>②事故防止のために校内にカメラをつけることも必要かと考える。市内の子ども園ではカメラがあることで保育士を守ることもつながっている聞く。市の考えを伺う。</p> <p>③こども性暴力防止法(日本版DBS)が本年12月25日に施行される。体制・準備等について伺う。</p>	13-3 13-6	(2)③教育長 (4)(5)教育長
	9. 文化・芸術振興について	<p>(2)市民が文化・芸術に常に触れるために、草の根文化活動を支えることが重要である。文化団体や市民団体の活動助成、活動場所の提供などはいかがか。</p> <p>(3)空き施設・公共空間の文化活用について閉校・旧庁舎などをアートスペース・展示室として再活用し、新たな文化・交流拠点に転換してはいかがか。</p>	18-2	(2)(3)教育長
3	日本共産党甲賀市議員団 18番 岡田 重美 議員	【一括】		
	2. 岩永市政の課題について	<p>(1)第2次小中学校再編計画について</p> <p>②小規模校・特認校のよさを残し「選択制」を導入するという考え方について教育長に所見を伺う。 また、当事者との話し合いが大事であり、市民の合意なしに進めることがあってはならないのではないか。</p>	21-2	(1)②教育長

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号	質問の相手
	3. 市長の施政方針と新年度予算案について	⑦小学校の学校給食費無償化が実現しました。無償化にかかる予算はどれだけか。 また、中学校の給食費について、国を待つのではなく市独自で無償化にする考えについてはどうか、伺う。	22-5	⑦市長

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号	質問の相手
3	1 5 番 小倉 剛 議員	【分割】 《第 1 日》 ( 3 / 5 )		
	2. 食料システム法について	④「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷の低い産品（有機農産物など）を優先的に学校給食で採用する方針があるのか、また現在の使用率は。	7-2	④教育部長
4	1 1 番 木村 眞雄 議員	【 1 : 一問一答 】 《第 1 日》 ( 4 / 5 )		
	1. 甲賀市における主権者教育のあり方について	①本市において、主権者教育はどのように位置づけて実施されているのか。学校教育（小・中学校）及び社会教育の分野ごとに具体的な取組内容を伺う。 ⑤主権者教育は中立性を理由に形骸化しやすい分野であるが、「考え、選択し、意思表示をする力」を育てるために市としてどこまで踏み込む考えがあるのか。 ⑥将来の甲賀市を担う主権者を育てるために、今後、主権者教育をどのように発展させていくのか、教育長のビジョンを伺う。	9-1 9-5 9-6	①教育部長 ⑤教育部長 ⑥教育長
5	1 4 番 奥村 則夫 議員	【 2 : 分割 】 《第 1 日》 ( 5 / 5 )		
	2. 第 2 次甲賀市小中学校再編計画について（土山地域を中心に）	②第 2 次甲賀市小中学校再編計画において、土山地域は市全体の中でどのような位置づけとされているのか。 ④今後、小中一貫校となった場合、児童・生徒数が少ない状況であっても教育の質を確保し、少人数だからこそ可能となる特色ある学校づくりを進めるために、どのような具体的施策を検討しているのか伺う。	13-2 13-4	②教育部長 ④教育部長
6	6 番 中島 裕介 議員	【一問一答】 《第 2 日》 ( 1 / 4 )		
	2. 偽・誤情報の対策について	3. 市民の情報リテラシー向上に向けた取り組みについて ①誤情報に惑わされないため、学校教育や生涯学習の場でどのような情報リテラシー教育を行っているか伺う。	15-7	3 ①教育部長
8	2 番 長 源一 議員	【一問一答】 《第 2 日》 ( 3 / 4 )		
	1. 荒廃農地対策等について	(9)食育の観点からたんぼの学校の取り組みはどのように活用されているか、また、子どもたちの反応はいかがか伺う。	18-9	(9)教育部長
10	1 0 番 福井 進 議員	【一問一答】 《第 3 日》 ( 1 / 4 )		
	2. 「甲賀流学びの多様化学校」で、不登校等の克服を	1、甲賀市の 3 0 日以上欠席者数、9 0 日以上欠席者数、及び 1 0 日以下の出席者数について伺う。 2、上記 3 点に関して、全国と比較した本市の状況について伺う。 3、甲賀市は、教育支援センター（適応指導教室）で支援を実施し、フリースクール利用者にも支援補助を行っている。それぞれの利用状況について伺う。 4、学びの多様化に対応する機関としての「学びの多様化学校（不登校特例校）」についての見解について伺う。（学校型・分校型） 5、甲賀市の特例校（現在の 3 校）は、児童数の増加という当初の目的を果たすことはできなかったが、不登校の改善という点で、一定の成果を示している。 【提案】不登校の児童生徒だけを集めた「学びの多様化学校」ではなく、少人数で地域の子供たちと共に学ぶ「特認校」を合わせた、新たな『（仮称）甲賀流学びの多様化学校』として、通学しやすい小規模な学校を選べる学校としてはどうか。 6、『（仮称）甲賀流学びの多様化学校』に対するチャレンジは、子育て世代から「選ばれるまち」にもつながると考える。この提案に対する見解を、「子育て No. 1」をめざす市長に伺う。	25-1 25-2 25-3 25-4 25-5 25-6	1. 教育部長 2. 教育部長 3. 教育部長 4. 教育部長 5. 教育長 6. 市長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
11	1番 若狭 健太 議員	【一問一答】 《第3日》 (2/4)		
	1. フリースクール利用児童生徒支援補助金の条件を緩和して児童生徒の真の社会的な自立を目指しては	<p>問01. 甲賀市の不登校支援に対する考え方は、文部科学省の考え方（令和元年10月25日に出された「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」）と相違があるのかどうか。あるとすれば、どのようなところが異なるか。</p> <p>問02. 甲賀市には甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金という制度がある。この制度の理念と具体的な支援の中身について伺う。</p> <p>問03. 甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金の対象となるには、補助金の申請の前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校に登校していない児童生徒の保護者等であることとある。この条件が設定されている理由について伺う。</p> <p>問04. 補助金の申請の前1年の期間内に概ね30日以上在籍する学校に登校していない児童生徒の保護者であることとある。スペシャルサポートルームに通った場合、この30日には換算されるのか。</p> <p>問05. スペシャルサポートルームに通っている状況は、通常の学級での活動に参加できていない状態であると言える。その場合であっても30日の1日として換算されないのはなぜか。どのような考え方に基づいているか。</p> <p>問06. 市民から甲賀市の基準で換算されないため、フリースクールの補助を受けるにはなんとか通えていたスペシャルサポートルームを休んで欠席日数を満たさなければいけない状況になっていると相談を受けた。このように現行制度では本来の制度理念に反する行動を助長してしまっている。SSRやフリースクールを併用しながら社会との接点を模索し、真に社会的な自立を支えられる環境づくりが子どもにとって最重要と考えるが市の見解を伺う。</p> <p>問07. 大津市では同じような制度として、大津市フリースクール等民間施設利用者補助金があり、甲賀市の条件よりもやさしく、困っている児童が活用しやすいものとなっている。甲賀市も子育て・教育No.1のまちを目指すのであれば、フリースクールなど多様な学びに対しても寛容な態度を持ち、大津市の制度と同様の基準を制定してはいかがか。</p>	<p>26-1</p> <p>26-2</p> <p>26-3</p> <p>26-4</p> <p>26-5</p> <p>26-6</p> <p>26-7</p>	<p>1. 教育長</p> <p>2. 教育長</p> <p>3. 教育長</p> <p>4. 教育長</p> <p>5. 教育長</p> <p>6. 教育長</p> <p>7. 教育長</p>
13	4番 富増 力章 議員	【一問一答】 《第3日》 (4/4)		
	1. 市民力を生かした、まちづくりについて	<p>②. 家庭、学校、地域での教育課題解決のためには地域住民の支援も必要であると考えている。そこで、市民力や地域力についての見解を教育長に伺う。</p> <p>④. 社会教育を基盤とした「人づくり、つながりづくり、地域づくり」それぞれの主な取り組みを伺う。</p> <p>⑤. 令和5年策定された社会教育ビジョン「開かれつながる社会教育の実現」このビジョンの進捗状況を伺う。</p> <p>⑥. 教育振興基本計画で、社会教育での市民力を活かした実践について、どのような課題があり、また人づくりがどのように進んでいるのかを伺う。</p> <p>⑦. 夢の学習の市民力を活用した社会教育は、今後の様々な地域づくりのモデルになる事業であると考えているが、見解を伺う。</p>	<p>31-2</p> <p>31-4</p> <p>31-5</p> <p>31-6</p> <p>31-7</p>	<p>②教育長</p> <p>④教育委員会事務局理事</p> <p>⑤教育委員会事務局理事</p> <p>⑥教育委員会事務局理事</p> <p>⑦教育長</p>
17	17番 西村 慧 議員	【一問一答】 《第4日》 (4/4)		
	3. 学校給食における有機栽培米導入の検討状況と給食費無償化について	<p>④. 賄材料費（小学校）の現行予算と新年度予算の比較は。</p> <p>⑤. 学校給食における有機栽培米導入の検討状況は。</p>	<p>41-4</p> <p>41-5</p>	<p>④教育部長</p> <p>⑤教育部長</p>

議案第 18 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター条例（平成16年条例第155号）第5条第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第18号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期：令和7年7月1日から令和8年6月30日まで)

解嘱日：令和8年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	今村 昌代	関係PTAの代表者(2号)	貴生川小学校
2	吉永 舞	関係PTAの代表者(2号)	土山中学校
3	片岡 直子	関係PTAの代表者(2号)	大原小学校
4	津川 智子	関係PTAの代表者(2号)	甲南中部小学校
5	福西 勇人	関係PTAの代表者(2号)	信楽中学校

## 【参考資料】

### 甲賀市学校給食センター条例

#### (運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長の代表者
- (2) 関係PTAの代表者
- (3) 保健所長
- (4) 学校医の代表者
- (5) 教育委員会が指名する職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 19 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター条例（平成16年条例第155号）第5条第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を委嘱又は任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第19号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	近藤 秀幸	関係学校長の代表者（1号）	甲賀市小学校校長会 （甲南第一小学校長）
2	北條 浩章	関係学校長の代表者（1号）	甲賀市中学校校長会 （甲賀中学校長）
3	松原 峰生	保健所長（3号）	甲賀保健所長
4	今村 陽一	学校医の代表者（4号）	東部学校給食センター 地域校医代表
5	今枝 加奈子	学校医の代表者（4号）	西部学校給食センター 地域校医代表
6	川嶋 春菜	教育委員会が指名する職員 （5号）	保育幼稚園課
7	阪田 和子	教育委員会が指名する職員 （5号）	給食提供園代表 （油日こども園長）
8	村田 喜代美	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	学識経験者
9	石橋 智子	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	学識経験者
10	満田 絵里加	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	養護教諭代表
11	松本 英里子	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	養護教諭代表
12	奥村 和代	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	養護教諭代表

## 【参考資料】

### 甲賀市学校給食センター条例

#### (運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係学校長の代表者

(2) 関係PTAの代表者

(3) 保健所長

(4) 学校医の代表者

(5) 教育委員会が指名する職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 20 号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第９号）第１６条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 20 号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(解任日：令和 8 年 3 月 31 日)

	氏名	委員の構成	備考
1	宿谷 利彦	伴谷小学校学校運営協議会	
2	伴野 敬一	貴生川小学校学校運営協議会	
3	中村 良治	大野小学校学校運営協議会	
4	香月 剛	土山小学校学校運営協議会	
5	安藤 豊	佐山小学校学校運営協議会	
6	平田 優子	佐山小学校学校運営協議会	
7	杉浦 正幸	甲南第一小学校学校運営協議会	
8	橋本 博光	甲南第三小学校学校運営協議会	
9	岩田 寛	甲南第三小学校学校運営協議会	
10	田中 芳夫	甲南第三小学校学校運営協議会	
11	増田 嘉也	甲南第三小学校学校運営協議会	
12	藤岡 茂喜	甲賀中学校学校運営協議会	
13	藤田 和彦	甲賀中学校学校運営協議会	
14	福井 富久	甲賀中学校学校運営協議会	
15	逢坂 文子	土山中学校学校運営協議会	
16	立岡 幸司	土山中学校学校運営協議会	
17	福井 篤子	土山中学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 2 1 号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第９号）第７条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	本田 春菜	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
2	三島 進	大野小学校学校運営協議会	保護者
3	田村 美妃	佐山小学校学校運営協議会	保護者
4	田村 佑吏佳	佐山小学校学校運営協議会	保護者
5	橋本 圭一	甲南第一小学校学校運営協議会	保護者
6	奥嶋 嘉孝	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
7	中野 稔之	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
8	岡崎 昇	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
9	吉村 祐志	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
10	長坂 俊朗	甲賀中学校学校運営協議会	地域住民
11	田村 衛	甲賀中学校学校運営協議会	地域住民
12	藤橋 工	甲賀中学校学校運営協議会	地域住民

## 甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	岡村 保	伴谷小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
2	吉田 昇一	伴谷小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
3	島田 繁吉	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
4	芝原由美子	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
5	池本 忠好	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
6	菊田 宗高	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
7	平田 久志	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
8	平田 久実	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
9	幡野 あゆみ	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
10	中村 康春	水口小学校学校運営協議会	学識経験者
11	藤井 真知子	水口小学校学校運営協議会	地域住民
12	黄瀬 毅	水口小学校学校運営協議会	地域住民
13	佐治 聡美	水口小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
14	久保田 佳史	水口小学校学校運営協議会	地域住民
15	別所 徳子	水口小学校学校運営協議会	地域住民
16	西野 博	水口小学校学校運営協議会	地域住民
17	風岡 佐知子	水口小学校学校運営協議会	保護者
18	東 宗輔	水口小学校学校運営協議会	保護者
19	谷口 昌美	貴生川小学校学校運営協議会	学識経験者
20	富永 與志弘	貴生川小学校学校運営協議会	地域住民
21	福井 里江子	貴生川小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
22	谷口 昌江	綾野小学校学校運営協議会	地域住民
23	白坂 萬里子	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
24	上原 健司	伴谷東小学校学校運営協議会	保護者
25	伊藤 一美	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
26	外池 美里	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
27	徳澤 優子	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
28	立木 雄次	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
29	奈良 美	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
30	千貫 敏昭	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
31	山西 庸元	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
32	林口 圭子	大野小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
33	吉田 佐江子	大野小学校学校運営協議会	地域住民
34	和田 佳代子	佐山小学校学校運営協議会	地域住民
35	伊東 民恵	佐山小学校学校運営協議会	地域住民
36	春田 真樹	佐山小学校学校運営協議会	保護者
37	服部 廣行	甲南第一小学校学校運営協議会	地域住民
38	藤澤 志のぶ	甲南第二小学校学校運営協議会	保護者
39	森川 和義	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
40	伊藤 隆一	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
41	田井野 豊子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
42	田中 直秋	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
43	網 千鶴子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
44	森口 百合子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
45	湯浅 優子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
46	姉川 孝一	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
47	加藤 唯邦	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
48	蚊野 ひとみ	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
49	兼田 早苗	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
50	岩崎 和夫	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
51	大原 幸博	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
52	今田 則晃	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
53	黄瀬 洋江	雲井小学校学校運営協議会	学識経験者
54	中西 重廣	雲井小学校学校運営協議会	地域住民
55	松下 富男	雲井小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
56	大原 守	雲井小学校学校運営協議会	地域住民
57	猪飼 宏基	雲井小学校学校運営協議会	保護者
58	島田 俊明	雲井小学校学校運営協議会	関係行政機関の職員
59	岡野 麻理	雲井小学校学校運営協議会	学識経験者
60	松波 義実	朝宮小学校学校運営協議会	保護者
61	津野 知子	朝宮小学校学校運営協議会	保護者
62	片木 隆友	朝宮小学校学校運営協議会	地域住民
63	杉本 裕美	朝宮小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
64	辻本 仁士	朝宮小学校学校運営協議会	学識経験者
65	樋口 泰司	朝宮小学校学校運営協議会	関係行政機関の職員
66	大西 裕紀子	朝宮小学校学校運営協議会	関係行政機関の職員
67	北尾 憲一	多羅尾小学校学校運営協議会	地域住民
68	後藤 邦彦	多羅尾小学校学校運営協議会	保護者
69	内田 儀一	多羅尾小学校学校運営協議会	地域住民
70	高崎 麗子	多羅尾小学校学校運営協議会	地域住民
71	高畑 照子	多羅尾小学校学校運営協議会	地域住民
72	田中 孝志	多羅尾小学校学校運営協議会	地域住民
73	西尾 京子	多羅尾小学校学校運営協議会	地域住民
74	山田 康廣	水口中学校学校運営協議会	地域住民
75	宮治 一幸	水口中学校学校運営協議会	学識経験者
76	宝木 真千子	水口中学校学校運営協議会	学識経験者
77	摺本 美紀	水口中学校学校運営協議会	地域住民
78	朝倉 篤	水口中学校学校運営協議会	保護者

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
79	竹中 彩花	水口中学校学校運営協議会	地域住民
80	薄井 寛喜	水口中学校学校運営協議会	関係行政機関の職員
81	杉山 祐子	水口中学校学校運営協議会	学識経験者
82	西川 嘉邦	水口中学校学校運営協議会	関係行政機関の職員
83	根縫 徹也	土山中学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
84	大家 節子	土山中学校学校運営協議会	地域住民
85	竹田 法子	信楽中学校学校運営協議会	保護者

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 8 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	鈴木 正廣	水口小学校学校運営協議会	地域住民
2	宮城 善美	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	山田 美知保	水口小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
2	藪下 せつ子	水口小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 2 2 号

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について

甲賀市子どものいじめ防止条例（平成26年甲賀市条例第12号）第15条第4項の規定に基づき、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 22 号別紙

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	関口 速人	弁護士	再任
2	大畑 好司	県スクールカウンセラー	再任
3	青木 治亮	精神科医	再任
4	打田 絹子	元児童養護施設 施設長	再任

## 甲賀市子どものいじめ防止条例

(甲賀市子どものいじめ問題対策委員会)

第15条 市は、いじめの防止のための施策を実効的に行い、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。)について専門的な見地から調査を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査する。

(1) いじめの防止に関する対策のあり方や実効性を高めるための調査研究に関すること。

(2) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が市立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査に関すること。

(3) その他対策委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第23号

甲賀市立小中学校における学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について  
上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市立小中学校における学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について  
学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)第23条の規定に基づき、  
甲賀市立小中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師に別紙の者を委嘱すること  
につき、教育委員会の議決を求める。

## 議案第25号別紙

## 甲賀市立小中学校学校医

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	鶴山 幸喜	学校医	伴谷小学校
2	太田 志朗	学校医	柏木小学校
3	仲川 孝彦	学校医	水口小学校
4	山元 俊行	学校医	貴生川小学校
5	浅田 佳邦	学校医	綾野小学校
6	速水 雅尚	学校医	伴谷東小学校
7	川端 真紀夫	学校医	大野小学校
8	中西 二	学校医	土山小学校
9	古西 博明	学校医	大原小学校
10	増田 清博	学校医	油日小学校
11	古西 博明	学校医	佐山小学校
12	今村 陽一	学校医	甲南第一小学校
13	今村 陽一	学校医	甲南第二小学校
14	古倉 みのり	学校医	甲南第三小学校
15	古倉 みのり	学校医	甲南中部小学校
16	古倉 みのり	学校医	希望ヶ丘小学校
17	西田 早矢	学校医	信楽小学校
18	加藤 陽子	学校医	雲井小学校
19	松野 修一	学校医	小原小学校
20	今枝 加奈子	学校医	朝宮小学校
21	西田 早矢	学校医	多羅尾小学校
22	田口 周馬	学校医	水口中学校
23	田代 圭太郎	学校医	城山中学校
24	宇田 勝弘	学校医	土山中学校
25	古西 博明	学校医	甲賀中学校
26	今村 陽一	学校医	甲南中学校
27	今枝 加奈子	学校医	信楽中学校

議案第23号別紙

甲賀市立小中学校学校歯科医

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	安井 星光	学校歯科医	伴谷小学校
2	松田 康男	学校歯科医	柏木小学校
3	薩摩 篤	学校歯科医	水口小学校
4	木村 健吾	学校歯科医	貴生川小学校
5	峰 香代子	学校歯科医	貴生川小学校
6	木村 和弥	学校歯科医	綾野小学校
7	濱田 英輝	学校歯科医	伴谷東小学校
8	山田 二郎	学校歯科医	大野小学校
9	中林 雅子	学校歯科医	土山小学校
10	西田 武仁	学校歯科医	大原小学校
11	久保 一登	学校歯科医	油日小学校
12	安井 滋一	学校歯科医	佐山小学校
13	木村 清和	学校歯科医	甲南第一小学校
14	今村 慎一	学校歯科医	甲南第二小学校
15	真岡 淳之	学校歯科医	甲南第三小学校
16	竹村 有史	学校歯科医	甲南中部小学校
17	木村 清和	学校歯科医	希望ヶ丘小学校
18	飯田 修一	学校歯科医	信楽小学校
19	大矢 克英	学校歯科医	雲井小学校
20	村木 信夫	学校歯科医	小原小学校
21	飯田 修一	学校歯科医	朝宮小学校
22	大矢 克英	学校歯科医	多羅尾小学校
23	西田 尚武	学校歯科医	水口中学校
24	門矢 芳則	学校歯科医	城山中学校
25	桑名 直樹	学校歯科医	土山中学校
26	西田 武仁	学校歯科医	甲賀中学校
27	真岡 淳之	学校歯科医	甲南中学校
28	村木 信夫	学校歯科医	信楽中学校

## 議案第23号別紙

## 甲賀市立小中学校学校薬剤師

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	大野 健	学校薬剤師	伴谷小学校
2	増井 万里子	学校薬剤師	柏木小学校
3	渡邊 真樹	学校薬剤師	水口小学校
4	福井 郁子	学校薬剤師	貴生川小学校
5	山塚 博行	学校薬剤師	綾野小学校
6	島本 光久	学校薬剤師	伴谷東小学校
7	東 正也	学校薬剤師	大野小学校
8	東 正也	学校薬剤師	土山小学校
9	中本 貴士	学校薬剤師	大原小学校
10	瀧 敏孝	学校薬剤師	油日小学校
11	中本 貴士	学校薬剤師	佐山小学校
12	川口 ともね	学校薬剤師	甲南第一小学校
13	酒井 孝征	学校薬剤師	甲南第二小学校
14	渡邊 真樹	学校薬剤師	甲南第三小学校
15	北澤 登喜子	学校薬剤師	甲南中部小学校
16	橋川 源	学校薬剤師	希望ヶ丘小学校
17	宮崎 香織	学校薬剤師	信楽小学校
18	中野 貴之	学校薬剤師	雲井小学校
19	松岡 茂	学校薬剤師	小原小学校
20	松岡 茂	学校薬剤師	朝宮小学校
21	中野 貴之	学校薬剤師	多羅尾小学校
22	大野 健	学校薬剤師	水口中学校
23	酒井 孝征	学校薬剤師	城山中学校
24	大林 輝彦	学校薬剤師	土山中学校
25	大林 輝彦	学校薬剤師	甲賀中学校
26	北澤 登喜子	学校薬剤師	甲南中学校
27	中野 貴之	学校薬剤師	信楽中学校

## 【参考資料】

### 学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 2 4 号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和4年教育委員会告示第2号）第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 2 4 号別紙

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

No.	氏 名	活動校	備考
1	平田 久実	伴谷小学校	継続
2	芝原 由美子	伴谷小学校	新規
3	寺村 けい子	柏木小学校	継続
4	田中 栄吾	柏木小学校	継続
5	山田 美知保	水口小学校	継続
6	佐治 聡美	水口小学校	継続
7	長安 秀隆	貴生川小学校	継続
8	岡山 圭子	綾野小学校	継続
9	谷口 昌江	綾野小学校	継続
1 0	宮城 善美	伴谷東小学校	継続
1 1	奈良 美	伴谷東小学校	新規
1 2	吉田 佐江子	大野小学校	新規
1 3	林口 圭子	大野小学校	新規
1 4	西村 忠三	土山小学校	継続
1 5	大家 節子	土山小学校	継続

1 6	原田 千加子	大原小学校	継続
1 7	村山 真弓	大原小学校	継続
1 8	岡村 貴子	油日小学校	継続
1 9	和田 佳代子	佐山小学校	継続
2 0	伊東 民恵	佐山小学校	継続
2 1	岡部 智光	甲南第一小学校	継続
2 2	松本 佐知子	甲南第一小学校	継続
2 3	山脇 秀錬	甲南第二小学校	継続
2 4	橋本 達也	甲南第三小学校	新規
2 5	山本 洋	甲南中部小学校	継続
2 6	古谷 敦子	信楽小学校	新規
2 7	岡野 麻理	雲井小学校	新規
2 8	辻本 仁士	朝宮小学校	新規
2 9	内田 儀一	多羅尾小学校	新規
3 0	高崎 麗子	多羅尾小学校	新規
3 1	鵜飼 尚美	信楽中学校	新規

## 【参考資料】

### 甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 25 号

甲賀市少年補導委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市少年補導委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則（平成17年甲賀市教育委員会規則16号）第7条2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市少年補導委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
1	池本 壽志	甲賀警察署少年補導員会会則第4条に基づき地域から推薦された者	水口地域
2	草間 行雄		
3	岡村 美鶴		
4	北村 正之		
5	黒川 廣幸		
6	黒田 義則		
7	佐伯 千代		
8	坂本 正太郎		
9	杉本 義一		
10	瀬野 滋乃		
11	宝本 正樹		
12	竹中 修		
13	出口 雅之		
14	中西 きよみ		
15	西村 智明		
16	西村 久		
17	林田 一子		
18	藤井 照代		
19	藤村 和之		
20	宮城 善美		
21	宮治 一八		
22	山田 長則		
23	山本 敬次		
24	吉田 泰啓		
25	石岡 朋子		土山地域

## 甲賀市少年補導委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
26	市井 妙子	甲賀警察署少年補導員会会則第4条に基づき地域から推薦された者	土山地域
27	井上 勝		
28	坂本 晴美		
29	竹寫 理		
30	土山 定信		
31	日比 由美		
32	前田 恵子		
33	前田 武広		
34	丸山 謙次		
35	山下 英隆		
36	東 斐彦		甲賀地域
37	小川 浩美		
38	河合 鉄久		
39	川村 文江		
40	瀬古 祐嗣		
41	瀬戸 加世		
42	中井 徳昭		
43	中本 博之		
44	平田 昌規		
45	藤江 慎二		
46	森田 秀次	甲南地域	
47	山下 京子		
48	網 千鶴子		
49	奥村 享子		
50	神田 剛史		

甲賀市少年補導委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
51	北浦 紀道	甲賀警察署少年補導員会会則第4条に基づき地域から推薦された者	甲南地域
52	木村 圭一		
53	柚庄 裕章		
54	竹若 能子		
55	谷 聡之		
56	中井 紀子		
57	中野 照子		
58	西宮 貴美江		
59	面森 宏		
60	橋本 達也		
61	山寄 吉未		
62	山本 紀代子		
63	山本 利次		
64	吉澤 明彦		
65	渡邊 淳史		
66	植田 英朗		信楽地域
67	宇田 康介		
68	大谷 真五		
69	奥村 弘道		
70	神山 智		
71	高岩 眞介		
72	高本 和昇		
73	谷 弘樹		
74	中井 れい子		
75	中西 一詞		

甲賀市少年補導委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
76	福山 博士	甲賀警察署少年補導員会会 則第4条に基づき地域から 推薦された者	信楽地域
77	藤原 也之亮		
78	吹田 聖介		
79	宮川 憲和		

【参考資料】

甲賀市少年センター条例施行規則

平成17年6月30日

教育委員会規則第16号

改正 平成18年3月30日教委規則第11号

平成26年1月29日教委規則第8号

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証(別記様式)を携帯しなければならない。

## 【参考資料】

### 甲賀警察署少年補導員会会則（抜粋）

（目的）

第2条 補導員会は少年の非行を防止するため、非行少年及び非行化するおそれのある少年に対する補導活動を総合的かつ効果的に行い、もって少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 補導員会は、甲賀警察署長が委嘱する少年補導員をもって構成する。

（少年補導員の委嘱）

第4条 少年補導員は、次の要件を満たしている者とする。

- （1） 人格および行動について社会的な信望を有すること。
- （2） 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- （3） 健康で実行力を有すること。
- （4） 地域の実情に精通していること。

（少年補導員の任期）

第5条 少年補導員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 少年補導員が欠けたときにおいて新たに委嘱した少年補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

（少年補導員の解嘱）

第6条 警察署長は、少年補導員からの申出があったときまたは任務を遂行させることについて適さない理由があると認めたときは、これを解嘱することができる。

（少年補導員の任務）

第7条 少年補導員の任務は、おおむね次のとおりとする。

- （1） 非行少年の早期発見、補導および必要な継続補導に関すること。
- （2） 少年の保護及び少年相談に関すること。
- （3） 少年の健全育成に支障を及ぼす有害環境の浄化に関すること。
- （4） 非行集団の解体補導活動に関すること。
- （5） 非行防止のための広報啓発に関すること。
- （6） 前各号のほか、警察署長が特に必要と認めること。

議案第 26 号

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進委員規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第47号）第2条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 26 号別紙

甲賀市スポーツ推進委員

(任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	山崎 隆司	地域の代表	水口地域
2	北川 昌美	地域の代表	水口地域
3	吉居 小房	地域の代表	水口地域
4	小西 純一	地域の代表	水口地域
5	立岡 洋子	地域の代表	水口地域
6	三輪 祐子	地域の代表	水口地域
7	瀬古 孝子	地域の代表	水口地域
8	池本 忠好	地域の代表	水口地域
9	藪下 せつ子	地域の代表	水口地域
10	萩 裕美	地域の代表	水口地域
11	竹田 知裕	地域の代表	水口地域
12	西川 典利	地域の代表	水口地域
13	平川 純子	地域の代表	水口地域（新規）
14	玉井 英幸	地域の代表	土山地域
15	金林 正子	地域の代表	土山地域
16	片岡 弘和	地域の代表	土山地域
17	辻 聡	地域の代表	土山地域
18	前野 真裕美	地域の代表	土山地域
19	松下 広美	地域の代表	土山地域
20	熊谷 幸子	地域の代表	甲賀地域
21	藤森 明美	地域の代表	甲賀地域
22	大西 久美子	地域の代表	甲南地域

2 3	杉村 伸幸	地域の代表	甲南地域
2 4	楠田 俊昭	地域の代表	甲南地域
2 5	出口 哲也	地域の代表	甲南地域
2 6	桑島 真由美	地域の代表	甲南地域
2 7	志田 歩未	地域の代表	甲南地域
2 8	寺田 幸司	地域の代表	甲南地域
2 9	大橋 和則	地域の代表	甲南地域（新規）
3 0	奥田 剛	地域の代表	信楽地域
3 1	岡村 智美	地域の代表	信楽地域
3 2	大谷 哲	地域の代表	信楽地域
3 3	今澤 薫	地域の代表	信楽地域

## 【参考資料】

### 甲賀市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(定数)

第4条 委員の定数は、50人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)

### スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

議案第 27 号

甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

甲賀市文化財保護条例（平成16年甲賀市条例第172号）第63条の規定に基づき、甲賀市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市文化財保護審議会委員

(任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	相原 嘉之	学識経験を有する者	専門分野 考古学 奈良大学文学部文化財学科教授
2	東 幸代	学識経験を有する者	専門分野 文献・歴史学 滋賀県立大学教授
3	岡 佳子	学識経験を有する者	専門分野 文化史・陶磁史 大手前大学史学研究所客員研究員
4	新保 建志	学識経験を有する者	専門分野 天然記念物 滋賀県生活環境アドバイザー 元みなくち子どもの森館長
5	高梨 純次	学識経験を有する者	専門分野 美術工芸 公益財団法人秀明文化財団参事
6	谷 直樹	学識経験を有する者	専門分野 建造物 大阪市立大学名誉教授
7	古市 晃	学識経験を有する者	専門分野 古代史 神戸大学大学院人文学研究科教授

【参考資料】

甲賀市文化財保護条例

(委員)

第63条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 28 号

甲賀市教育委員会事務局職員の異動について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、令和8年3月31日及び令和8年4月1日の人事異動に伴う甲賀市教育委員会事務局職員の人事を別紙により行うことについて、教育委員会の議決を求める。

資料 1 8 議案第 2 8 号別紙 1 教育委員会事務局人事（令和 8 年 3 月 3 1 日）

新所属	氏名	現所属	備考
○課長級			
(退職)			
	井上 大樹	教育委員会事務局教育総務課長	
(転出)			
滋賀県	倉狩 幸喜	教育委員会事務局学校教育課参事	
○課長補佐級			
(転出)			
滋賀県	小松 史子	教育委員会事務局教育研究所長補佐	
(退職)			
	森地 真弓	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐 (スポーツ担当)	
○係長級			
(転出)			
滋賀県	川崎 漸	教育委員会事務局学校教育課指導教職員係長	

資料 1 8 議案第 2 8 号別紙 2 教育委員会事務局人事（令和 8 年 4 月 1 日）

新所属	氏名	現所属	備考
○部長級			
(配置換え・昇任)			
教育委員会事務局理事（社会教育・文化スポーツ担当）	福井 厚司	教育委員会事務局理事（社会教育・スポーツ担当）	
○次長級			
(配置換え・昇任)			
総合政策部甲賀地域市民センター所長 兼 地域振興課長 兼 市民環境部人権推進課長 併 選挙管理委員会事務局書記	服部 範夫	教育委員会事務局歴史文化財課長 兼 水口歴史民俗資料館長 兼 土山歴史民俗資料館長 兼 甲南ふれあいの館館長 兼 紫香楽宮跡関連遺跡群調査事務所長 併 産業経済部観光企画推進課長（地域資源振興担当）	昇任
健康福祉部次長	北村 俊文	教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室長 兼 競技運営係長 兼 輸送宿泊係長	昇任
教育委員会事務局次長（総務・管理担当）	松下 泰也	教育委員会事務局次長（再編担当）	
○課長級			
(配置換え・昇任)			
市民環境部人権推進課長 併 教育委員会事務局社会教育課長（人権教育担当）	竹原 勝敏	市民環境部人権推進課長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課長（人権教育担当）	
教育委員会事務局教育総務課長	高市 素宏	産業経済部商工労政課長補佐 兼 女性活躍推進室長	昇任
教育委員会事務局学校教育課長（学務給食担当）	松岡 和子	教育委員会事務局学校教育課長（学務担当）	
教育委員会事務局学校教育課参事	宮木 寿道	教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 指導教職員係長	昇任
教育委員会事務局社会教育課長 兼 青少年自然活動支援センター所長 兼 甲南青少年研修センター所長	林 英明	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長 兼 青少年自然活動支援センター所長 兼 甲南青少年研修センター所長	
教育委員会事務局文化スポーツ課長 併 選挙管理委員会事務局書記	石山 善栄	総務部マネジメント推進室長（公民連携担当） 併 選挙管理委員会事務局書記	
教育委員会事務局歴史文化財課長 兼 水口歴史民俗資料館長 兼 土山歴史民俗資料館長 兼 甲南ふれあいの館館長 兼 紫香楽宮跡関連遺跡群調査事務所長 併 産業経済部観光企画推進課長（観光施設担当）	前田 正	教育委員会事務局次長（総務・管理担当）	
教育委員会事務局歴史文化財課参事（調査普及担当）	桑田 美佐登	教育委員会事務局歴史文化財課参事（調査管理担当） 兼 調査管理係長	

○課長補佐級			
(配置換え・昇任)			
市民環境部人権推進課長補佐 兼 人権教育室長 併 教育委員会事務局社会教育教育課長補佐 (人権教育担当)	福澤 朗	市民環境部人権推進課長補佐 兼 人権教育室長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐 (人権教育担当)	
健康福祉部介護保険課長補佐	木村 将司	教育委員会事務局学校教育課学務係長	昇任
教育委員会事務局教育総務課長補佐 併 選挙管理委員会事務局書記	直村 幸枝	総務部税務課長補佐 併 選挙管理委員会事務局書記	
教育委員会事務局学校教育課長補佐	望月 一美	教育委員会事務局教育総務課長補佐	
教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 指導教職員係長	小崎 美香	教育委員会事務局学校教育課長補佐	
教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 教育支援センター所長	山上 博之	教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 学びの多様化推進室長 兼 教育支援センター所長	
教育委員会事務局学校教育課長補佐	中井 佑輔	教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 学びの多様化推進室長補佐	
教育委員会事務局学校教育課長補佐	中島 真奈美	滋賀県	転入
教育委員会事務局学校教育課長補佐	井ノ尾 大	滋賀県	転入
教育委員会事務局教育研究所長補佐	今井 雅大	滋賀県	転入
教育委員会事務局学校教育課長補佐	中村 亮太	滋賀県	転入
教育委員会事務局社会教育課長補佐 兼 社会教育係長	川上 真祐	教育委員会事務局社会教育スポーツ課青少年育成係長 兼 青少年自然活動支援センター係長	昇任
教育委員会事務局社会教育課長補佐(人権教育担当) 兼 社会教育係長 併 市民環境部人権推進課人権教育室長補佐 併 総務部人事課長補佐(職員研修担当)	渡辺 大平	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐(人権教育担当) 併 市民環境部人権推進課人権教育室長補佐 併 総務部人事課長補佐(職員研修担当)	
教育委員会事務局社会教育課長補佐(人権教育担当) 併 市民環境部人権推進課人権教育室長補佐 併 総務部人事課長補佐(職員研修担当)	小島 貴志	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐(人権教育担当) 兼 人権教育係長 併 市民環境部人権推進課人権教育室長補佐 併 総務部人事課長補佐(職員研修担当)	
教育委員会事務局みなくち子どもの森所長 兼 みなくち子どもの森自然館長 併 市民環境部環境未来都市推進課長補佐 併 建設部建設管理課長補佐	三鼓 明寛	市民環境部生活環境課長補佐(生物多様性戦略担当) 兼 建設部建設管理課長補佐 併 教育委員会事務局みなくち子どもの森所長 併 教育委員会事務局みなくち子どもの森自然館長	
教育委員会事務局かふか生涯学習館長	嶋本 菜穂子	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐 (文化・社会教育担当)	
教育委員会事務局文化スポーツ課長補佐	竹嶌 理	産業経済部林業振興課長補佐 兼 林業振興係長	
教育委員会事務局甲南B&G海洋センター所長 兼 文化スポーツ課長補佐 兼 岩上体育館長	牧野 辰哉	教育委員会事務局甲南B&G海洋センター所長 兼 社会教育スポーツ課長補佐 兼 岩上体育館長	
教育委員会事務局歴史文化財課長補佐	明利 幸浩	市民環境部生活環境課長補佐(防犯交通担当)	

○係長級			
(配置換え・昇任)			
市長公室シティプロモーション推進課広報係長	北前 洋平	教育委員会事務局歴史文化財課埋蔵文化財係長	
総務部人事課付係長	岡田 絵理香	教育委員会事務局教育総務課学校給食係長	
市民環境部宇川会館長	野田 敦子	教育委員会事務局社会教育スポーツ課文化係長(社会教育担当)	
産業経済部商工労政課地場産業振興係長	松岡 哲也	教育委員会事務局かふか生涯学習館長	
産業経済部観光企画推進課観光振興係長	藤井 知久沙	教育委員会事務局教育総務課学校給食係長 兼 国スポ・障スポ推進室総務企画係長	
建設部建設事業課建設維持係長	樋口 泰司	教育委員会事務局理事(国スポ・障スポ推進担当)	
建設部住宅建築課空家対策係長	谷川 智彦	教育委員会事務局信楽公民館係長 兼 社会教育指導員	
教育委員会事務局教育総務課教育施設係長	増井 富之	教育委員会事務局教育総務課施設係長	
教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室係長	白敷 隼人	教育委員会事務局教育総務課	昇任
教育委員会事務局学校教育課学務給食係長	朝倉 正勝	総務部税務課資産税係長 併 選挙管理委員会事務局書記	
教育委員会事務局学校教育課学務給食係長	服部 翔太	教育委員会事務局学校教育課	昇任
教育委員会事務局学校教育課学務給食係長	木下 彩	教育委員会事務局教育総務課	昇任
教育委員会事務局学校教育課学びの多様化推進係長	小嶋 定治	教育委員会事務局学校教育課学びの多様化推進室係長	
教育委員会事務局学校教育課学びの多様化推進係主任心理士 兼 教育支援センター主任心理士 併 こども政策部発達支援課主任心理士	蔭山 真理	教育委員会事務局学校教育課 兼 教育支援センター 併 こども政策部発達支援課	昇任
教育委員会事務局東部学校給食センター所長	谷 泰彦	こども政策部長	
教育委員会事務局西部学校給食センター所長	杉本 喜仁	総合政策部次長(危機管理担当)	
教育委員会事務局社会教育課青少年育成係長 兼 青少年自然活動支援センター係長	三澤 慎哉	上下水道部上下水道総務課経営係長	
教育委員会事務局土山公民館主任	西村 敏昌	産業経済部農業振興課長補佐 併 農業委員会事務局局長補佐	
教育委員会事務局文化スポーツ課文化係長	藤田 有美	教育委員会事務局社会教育スポーツ課文化係長(文化担当)	
教育委員会事務局文化スポーツ課スポーツ係長	藤谷 和広	教育委員会事務局社会教育スポーツ課スポーツ係長	
教育委員会事務局信楽体育館長 兼 信楽公民館主任	小西 征義	農業委員会事務局局長	
教育委員会事務局歴史文化財課埋蔵文化財係長	井上 康範	教育委員会事務局歴史文化財課普及活用係長	
教育委員会事務局歴史文化財課調査普及係長 兼 水口歴史民俗資料館係長 併 産業経済部観光企画推進課係長	永井 晃子	教育委員会事務局歴史文化財課 兼 水口歴史民俗資料館 併 産業経済部観光企画推進課	昇任
監査委員事務局書記(係長) 併 公平委員会事務職員 併 固定資産評価審査委員会書記	松下 綾	教育委員会事務局学校教育課学務係長	
(再任用)			
教育委員会事務局水口公民館長	藤田 文義	教育委員会事務局信楽公民館長 兼 信楽体育館長	
教育委員会事務局土山図書館長	田中 康之	教育委員会事務局土山図書館長	

○一般職級			
(配置換え・昇任)			
総務部人事課付	廣岡 拓磨	教育委員会事務局教育総務課	
総務部人事課付	原 貴裕	教育委員会事務局学校教育課	
市民環境部清和会館	岡村 茂幸	教育委員会事務局甲南公民館	
こども政策部発達支援課 兼 児童発達支援センター	星屋 憲志	こども政策部発達支援課 兼 児童発達支援センター 併 教育委員会事務局学校教育課	
こども政策部発達支援課 兼 児童発達支援センター	辻野 美紀	こども政策部発達支援課 兼 児童発達支援センター 併 教育委員会事務局学校教育課	
こども政策部児童発達支援センター 兼 発達支援課	高島 光恵	こども政策部発達支援課 兼 児童発達支援センター 併 教育委員会事務局学校教育課	
都市政策部都市基盤整備課	小嶋 毅	教育委員会事務局水口図書館	
教育委員会事務局教育総務課	橋本 直樹	建設部公共交通推進課	
	奥田 隼人	教育委員会事務局教育総務課	主査(事)
教育委員会事務局学校教育課	松田 未華	教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	
教育委員会事務局学校教育課	上岡 歩実	会計管理組織会計課	
教育委員会事務局学校教育課	南 大輔	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	主査(事)
教育委員会事務局社会教育課	木下 美奈保	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	
教育委員会事務局水口図書館	古川 拓也	健康福祉部信楽中央病院事務部	
教育委員会事務局水口公民館	藤原 歩美	市民環境部人権推進課	
教育委員会事務局信楽公民館	竹村 淳史	総務部人事課付	
教育委員会事務局文化スポーツ課	出口 茜音	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	
教育委員会事務局文化スポーツ課	廣瀬 奏子	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	
教育委員会事務局文化スポーツ課	園田 圭奈	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	
○一般職級			
(新規採用)			
教育委員会事務局教育総務課	増井 孝浩		主事
教育委員会事務局教育総務課	筑後 綾		主事
教育委員会事務局社会教育課	稲葉 亮哉		主事
教育委員会事務局歴史文化財課	水谷 光希		学芸員

議案第 29 号

甲賀市学校給食費徴収規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市学校給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(2) 学校 甲賀市立学校条例（平成16年甲賀市条例第150号）第1条に規定する市立学校をいう。

(3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の対象者)

第3条 学校給食は、学校に就学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）を対象として提供する。

2 前項の規定にかかわらず、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる者に学校給食を提供することができる。

(1) 学校に勤務する職員及びその他これに準ずる者

(2) 学校給食センターの業務等に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の1月当たりの額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校の児童(小学校の児童と同様の給食の提供を受ける者を含む。) 5,200円

(2) 中学校の生徒(中学校の生徒と同様の給食の提供を受ける者を含む。) 6,000円

2 前項の規定にかかわらず、月の途中で転入し、又は転出した場合その他同項の規定を適用することが適当でないと教育委員会が認める場合における学校給食費

の1月当たりの額は、300円（同項第2号に規定する者にあつては、360円）

（以下「学校給食費の1食当たりの額」という。）に学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額とする。ただし、同項に規定する額を上限とする。

（学校給食費の徴収対象者）

第5条 学校給食費の徴収対象者は、第3条の規定により学校給食の提供を受けた者とする。ただし、児童等にあつてはその保護者とする。

（学校給食費の徴収及び納付）

第6条 学校給食費は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 学校給食費の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることが困難であると教育委員会が認めるときは、納付書その他の方法によることができる。

3 学校給食費は、8月分については徴収しない。ただし、同月に学校給食を実施するときは、この限りでない。

（督促）

第7条 市長は、前条第1項に規定する納付期限までに学校給食費を納付しない者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

（学校給食費の減額）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を学校給食費から減額することができる。この場合において、当該減額する額は、第4条に規定する額を限度とする。

（1） 食物アレルギーその他疾患等のやむを得ない事由のため、学校給食の一部の提供を受けない場合（代替食を実施するときを除く。） 提供を受けない学校給食の費用に相当する額

（2） 病気、入院等のやむを得ない事由のため、事前申出により学校給食を停止した場合 学校給食費の1食当たりの額（前号の規定の適用がある場合にあつては、学校給食費の1食当たりの額から前号に規定する額を減じて得た額）に当該停止した日数を乗じて得た額

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由であると認める場合 市長が認める額

(学校給食費の徴収猶予又は免除)

第9条 市長は、天災その他市長が特別な事由があると認めるときは、学校給食費の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部を免除することができる。

(学校給食費の還付)

第10条 市長は、過誤納に係る学校給食費（次項において「過誤納金」という。）があるときは、これを当該学校給食費の徴収対象者に還付する。

2 前項の規定にかかわらず、還付を受けるべき者に学校給食費の未納があるときは、過誤納金をこれに充当する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(学校給食費の額の特例)

2 中学校の生徒の保護者から徴収する学校給食費の額に係る第4条及び第8条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第2号	6,000円	4,000円
第4条第2項	360円	240円
第8条第2号	事前申出により学校給食を停止した場合	事前申出により月を通じて連続して5回以上学校給食を停止した場合
	学校給食費の1食当たりの額（前号の規定の適用がある場合にあつては、学校給食費の1食当たりの額から前号に規定する	第4条第1項第2号に規定する学校給食費の1月当たりの額（前号の規定の適用がある場合にあつては、同項第2号に規定

	<p>額を減じて得た額) に当該停止した日数を乗じて得た額</p>	<p>する学校給食費の1月当たりの額から前号に規定する額を減じて得た額) から、学校給食費の1食当たりの額(前号の規定の適用がある場合にあっては、学校給食費の1食当たりの額から同号に規定する額を減じて得た額) に学校給食の提供を受けた回数を乗じて得た額を減じた額</p>
--	-----------------------------------	---

- 3 第4条及び前項の規定にかかわらず、学校給食費の額は、同条及び同項に規定する額から給食費負担軽減に係る交付金等により充てられる額を除いた額とする。

議案第 30 号

甲賀市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年甲賀市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項に次の１号を加える

（６） 教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

付 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

甲賀市学校運営協議会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 3 1 号

甲賀市個別の教育支援計画及び指導計画に関する規程の一部を改正する規程の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市個別の教育支援計画及び指導計画に関する規程の一部を改正する規程

甲賀市個別の教育支援計画及び指導計画に関する規程（平成23年甲賀市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「園児。」を「園児」に改め、同条第2号及び第3号中「生徒。」を「生徒」に改め、同条第4号中「、中学校及び高校」を「及び中学校」に、「生徒。」を「生徒」に改める。

第3条を次のように改める。

（適用期間）

第3条 計画は、特別な支援教育等の対応の必要性が生じ、具体的な教育対応を受け始めたときから、中学校卒業までとする。

第4条第2項第1号中「社会教育スポーツ課」を「社会教育課」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「発達支援課」を「子育て政策課、家庭児童相談課、発達支援課」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第3項第3号中「支援マップ及び」を削り、「今後の支援。」を「今後の支援」に改める。

第6条第3項中「保育園においては児童票等、幼稚園、認定こども園及び学校においては」を削る。

第11条を第12条とする。

第10条中「別記様式」を「別に定める様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「参加」を「参画」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当該年度内において作成した指導計画の写しを保護者に提供する。

第9条を第10条とする。

第8条第2項中「、通級指導教室」を削り、「適応指導教室、すこやか支援課」を「教育支援センター、子育て政策課、家庭児童相談課、保育幼稚園課」に改め、「学校教育課」の次に「、通級指導教室」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（中学校卒業時の引継ぎ）

第8条 中学校卒業時の各機関への引継ぎは、本人及び保護者の同意のもと行うも

のとする。

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲賀市個別の教育支援計画及び指導計画に関する規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(対象者)</p> <p>第2条 支援計画及び指導計画（以下これらを「計画」という。）は、市内に在住する乳幼児、児童及び生徒で次の各号のいずれかに該当する場合に作成する。</p> <p>(1) 特別支援教育の対象<u>園児</u></p> <p>(2) 特別支援学級在籍児童及び<u>生徒</u></p> <p>(3) 児童発達支援センター及び通級指導教室に通級する乳幼児、児童及び<u>生徒</u></p> <p>(4) 保育園、幼稚園、認定こども園、<u>小学校及び中学校</u>で特に指導上の配慮を要する乳幼児、児童及び<u>生徒</u></p> <p><u>(適用期間)</u></p> <p>第3条 <u>計画は、特別な支援教育等の対応の必要性が生じ、具体的な教育対応を受け始めたときから、中学校卒業までとする。</u></p> <p>(実施主体と関連機関)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 計画は、必要に応じ、次の各号に掲げる関係機関と連携を図ること</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 支援計画及び指導計画（以下これらを「計画」という。）は、市内に在住する乳幼児、児童及び生徒で次の各号のいずれかに該当する場合に作成する。</p> <p>(1) 特別支援教育の対象<u>園児</u>。</p> <p>(2) 特別支援学級在籍児童及び<u>生徒</u>。</p> <p>(3) 児童発達支援センター及び通級指導教室に通級する乳幼児、児童及び<u>生徒</u>。</p> <p>(4) 保育園、幼稚園、認定こども園、<u>小学校、中学校及び高校</u>で特に指導上の配慮を要する乳幼児、児童及び<u>生徒</u>。</p> <p><u>(適用期間)</u></p> <p>第3条 計画は、特別な支援教育などの対応の必要性が生じ、具体的な教育対応を受け始めたときから、<u>次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定めるときまでとする。</u></p> <p>(1) <u>支援計画 高等学校卒業時</u></p> <p>(2) <u>指導計画 学齢期終了時</u></p> <p>(実施主体と関連機関)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 計画は、必要に応じ、次の各号に掲げる関係機関と連携を図ること</p>

とする。

(1) 教育委員会事務局学校教育課及び社会教育課

(2) こども政策部子育て政策課、家庭児童相談課、発達支援課及び保育幼稚園課

(3) (略)

(4) (略)

(計画の内容)

第5条 (略)

2 (略)

3 支援計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 関係諸機関の支援内容 目標から導かれる具体的な支援内容と、関係機関のつながり、本人にとって必要と思われる今後の支援

4 (略)

(個人情報保護)

第6条 (略)

2 (略)

3 計画は、個人情報として指導要録と同等に扱うものとする。

とする。

(1) 教育委員会事務局学校教育課及び社会教育スポーツ課

(2) 健康福祉部すこやか支援課

(3) こども政策部発達支援課 及び  
保育幼稚園課

(4) (略)

(5) (略)

(計画の内容)

第5条 (略)

2 (略)

3 支援計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 支援マップ及び関係諸機関の支援内容 目標から導かれる具体的な支援内容と、関係機関のつながり、本人にとって必要と思われる今後の支援。

4 (略)

(個人情報保護)

第6条 (略)

2 (略)

3 計画は、個人情報として保育園においては児童票等、幼稚園、認定こども園及び学校においては指導要録と同等に扱うものとする。

4 (略)

(中学校卒業時の引継ぎ)

第8条 中学校卒業時の各機関への引継ぎは、本人及び保護者の同意のもと行うものとする。

(調査等)

第9条 (略)

2 発達支援課\_\_\_\_\_、児童発達支援センター、教育支援センター、子育て政策課、家庭児童相談課、保育幼稚園課、学校教育課、通級指導教室等は、計画作成のために、心理検査結果等の参考資料を該当乳幼児、児童及び生徒の校園長に報告することとする。

(保護者の参画)

第10条 (略)

2 当該年度内において作成した指導計画の写しを保護者に提供する。

(様式)

第11条 計画は、別に定める様式を用いて作成する。

(その他)

第12条 (略)

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

4 (略)

(調査等)

第8条 (略)

2 発達支援課、通級指導教室、児童発達支援センター、適応指導教室、すこやか支援課\_\_\_\_\_、学校教育課\_\_

\_\_\_\_\_等は、計画作成のために、心理検査結果等の参考資料を該当乳幼児、児童及び生徒の校園長に報告することとする。

(保護者の参加)

第9条 (略)

(様式)

第10条 計画は、別記様式\_\_\_\_\_を用いて作成する。

(その他)

第11条 (略)

議案第 3 2 号

甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市学校再編準備委員会設置要綱（令和8年甲賀市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>30人</u>以内の委員で組織するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この告示は、告示の日から施行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>25人</u>以内の委員で組織するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 33 号

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱（令和４年教育委員会告示第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「有する者」を「有し、居住実態がある者」に改め、同条第３号中「行う者」を「行い、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を有し、居住実態がある者」に改める。

第３条第１号中「補助金の」の次に「認定」を加える。

第４条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合における経費は、補助対象経費から除く。

第４条に次の各号を加える。

- （１） フリースクールとして認定を受けた際の運営時間外に利用した場合
- （２） 在籍学校の開校日以外に利用した場合。ただし、在籍学校の開校日以外に利用することについて教育長が特に必要と認める場合を除く。
- （３） 在籍学校の授業時間外に利用した場合
- （４） オンライン授業の場合

第５条第１項第２号中「甲賀市職員の旅費に関する条例（平成１６年甲賀市条例第４１号）第８条」を「甲賀市職員の旅費に関する条例施行規則（平成１６年甲賀市規則第１４０号）第９条第２項」に改め、同条第２項中「１会計年度において」の次に「第７条第１項の認定をした日（第９条において「認定日」という。）の属する月から当該年度の末月までの」を加える。

第６条第１項中「（様式第１号）を」を「（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添えて」に改め、同条第２項を削る。

第９条中「市長が別に定める日まで」を「認定日の属する年度中」に改める。

付則第２項中「第１項」を削る。

様式第１号を別紙のように改める。

付 則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

年 月 日

甲賀市長 あて

(〒 ー )

申請者 住 所  
名 前  
電話番号

フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書

年度において、標記の補助金に係る補助対象者として認定されるよう、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を選んだ理由	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (週 日)
補助対象者区分 ※該当する□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者 【補助率 10/10】 <input type="checkbox"/> 就学援助の受給者 【補助率 3/4】 <input type="checkbox"/> 上記以外の者 【補助率 1/2】
学校記入欄 当該児童生徒が上記フリースクールを利用することを確認しました。 年 月 日 学校長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

○承諾書（必須）

<p>標記の補助金に係る交付資格の認否決定に伴い、私の市税の納付状況、生活保護及び就学援助の受給状況の確認をするために、関係機関（甲賀市のみ）への照会を行うとともに、フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾します。</p> <p>また、フリースクール口座へ補助金の振込を希望する場合、申請内容についてフリースクールに提供することを承諾します。</p> <p>年 月 日 保護者名 生年月日 年 月 日</p>
--

年 月 日

甲賀市長 あて

(〒 ー )

申請者 住 所  
名 前  
電話番号

## フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書

年度において、標記の補助金に係る補助対象者として認定されるよう、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を選んだ理由	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (週 日)
補助対象者区分 ※該当する□に チェックを入 れてください。	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者 【補助率 10/10】 <input type="checkbox"/> 就学援助の受給者 【補助率 3/4】 <input type="checkbox"/> 上記以外の者 【補助率 1/2】
学校記入欄 当該児童生徒が上記フリースクールを利用することを確認しました。 年 月 日 学校長 印	

## ○承諾書（必須）

<p>標記の補助金に係る交付資格の認否決定に伴い、私の市税の納付状況、生活保護及び就学援助の受給状況の確認をするために、関係機関（甲賀市のみ）への照会を行うとともに、フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾します。</p> <p>また、フリースクール口座へ補助金の振込を希望する場合、申請内容についてフリースクールに提供することを承諾します。</p> <p>年 月 日 保護者名 生年月日 年 月 日</p>
--

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱（令和4年甲賀市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、小学校又は中学校に在籍し、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を<u>有し、居住実態がある者</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護者等 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を<u>行い、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を有し、居住実態がある者</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 補助金の<u>認定申請</u>の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者等であること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、小学校又は中学校に在籍し、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を<u>有する者</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護者等 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を<u>行う者</u> _____をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 補助金の<u>申請</u>____の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者等であること。</p>

(2)～(7) (略)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料及び通所に係る交通費とする。ただし、次に掲げる場合における経費は、補助対象経費から除く。

(1) フリースクールとして認定を受けた際の運営時間外に利用した場合

(2) 在籍学校の開校日以外に利用した場合。ただし、在籍学校の開校日以外に利用することについて教育長が特に必要と認める場合を除く。

(3) 在籍学校の授業時間外に利用した場合

(4) オンライン授業の場合

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 通所に係る交通費 1月当たり、次に掲げる交通機関の区分に応じそれぞれ次に定める額又は1万円のいずれか低い額

ア 公共交通機関 自宅の最寄りの駅又はバス停からフリースクールの最寄り駅又はバス停までの運賃の実費

イ 自家用車 甲賀市職員の旅費に関する条例施行規則(平成16

(2)～(7) (略)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料及び通所に係る交通費とする。 \_\_\_\_\_

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 通所に係る交通費 1月当たり、次に掲げる交通機関の区分に応じそれぞれ次に定める額又は1万円のいずれか低い額

ア 公共交通機関 自宅の最寄りの駅又はバス停からフリースクールの最寄り駅又はバス停までの運賃の実費

イ 自家用車 甲賀市職員の旅費に関する条例(平成16年甲賀市

年甲賀市規則第140号)第9条第2項の規定により算定した額  
2 前項の補助金は、1会計年度において第7条第1項の認定をした日  
(第9条において「認定日」という。)の属する月から当該年度の末  
月までの最大12月分とする。

(対象者の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)  
は、フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書(様式  
第1号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければな  
らない。

(交付申請等)

第9条 第7条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者  
(以下「補助認定者」という。)は、月ごとの補助対象経費に係る補  
助金について認定日の属する年度中に、フリースクール利用児童生  
徒支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第4号)に次に  
掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

付 則

(準備行為)

2 第6条 及び第12条の規定による申請並びに第13条の規定

条例第41号)第8条 \_\_\_\_\_ の規定により算定した額  
2 前項の補助金は、1会計年度において \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 最大12月分とする。

(対象者の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)  
は、フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書(様式  
第1号)を \_\_\_\_\_ 市長に提出しなければな  
らない。

2 前項の申請書は、原則としてフリースクールの利用開始までに提出  
するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めると  
きは、この限りでない。

(交付申請等)

第9条 第7条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者  
(以下「補助認定者」という。)は、月ごとの補助対象経費に係る補  
助金について市長が別に定める日までに、フリースクール利用児童生  
徒支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第4号)に次に  
掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

付 則

(準備行為)

2 第6条第1項及び第12条の規定による申請並びに第13条の規定

による認定は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

（別紙）

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

による認定は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

（別紙）

議案第 34 号

甲賀市市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱の一部を  
改正する要綱

甲賀市市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱（令和6年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「した」の次に「本市の区域内に住所を有する」を加える。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱（令和6年甲賀市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、拠点校部活動に参加した<u>本市</u> <u>の区域内に住所を有する</u>生徒の保護者とする。</p> <p>付 則</p> <p><u>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、拠点校部活動に参加した____ _____生徒の保護者とする。</p>

議案第 35 号

甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱の一部を改正する要綱  
の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱の一部を改正する要綱

甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱（令和3年甲賀市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「体調不良」の次に「等」を加え、「時等において」を「と校長が判断したとき」に改め、「校長の指示により」を削る。

第5条第1号中「、小中学校に在籍する児童生徒であって」を削る。

第6条第1項中「医療的ケアの実施の可否について教育支援委員会に諮問するものとする」を「その内容を審査し、医療的ケアの実施の可否を決定し、医療的ケア決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(医療的ケアの実施条件)</p> <p>第4条 医療的ケアを実施するための条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童生徒の体調不良等が予見されると校長が判断したときは、児童生徒の安全性を確保するため、_____保護者が医療的ケアを行うこと。</p> <p>(医療的ケアの申し込み)</p> <p>第5条 医療的ケアの実施を希望する者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる日までに医療的ケア申込書（様式第1号）に医療的ケアの実施についての医師の意見書（様式第2号。以下「医師の意見書」という。）を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、第2号の場合において、医療的ケアの内容に変更が無いときの医師の意見書については、提出を省略させることができる。</p> <p>(1) 新たに医療的ケアの実施を希望する場合にあっては、前年度の7月末日。ただし_____、疾病等により医療的ケアが必要となった場合にあっては、医療的ケアが必要になった日後速やかに</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(医療的ケアの実施条件)</p> <p>第4条 医療的ケアを実施するための条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童生徒の体調不良_が予見される時等において_____は、児童生徒の安全性を確保するため、<u>校長の指示により</u>保護者が医療的ケアを行うこと。</p> <p>(医療的ケアの申し込み)</p> <p>第5条 医療的ケアの実施を希望する者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる日までに医療的ケア申込書（様式第1号）に医療的ケアの実施についての医師の意見書（様式第2号。以下「医師の意見書」という。）を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、第2号の場合において、医療的ケアの内容に変更が無いときの医師の意見書については、提出を省略させることができる。</p> <p>(1) 新たに医療的ケアの実施を希望する場合にあっては、前年度の7月末日。ただし、<u>小中学校に在籍する児童生徒であって</u>、疾病等により医療的ケアが必要となった場合にあっては、医療的ケアが必要になった日後速やかに</p> <p>(2) (略)</p>

(医療的ケアの実施の可否の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、医療的ケアの実施の可否を決定し、医療的ケア決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

2 (略)

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

(医療的ケアの実施の可否の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、医療的ケアの実施の可否について教育支援委員会に諮問するものとする  
\_\_\_\_\_。

2 教育委員会は、前項の規定による教育支援委員会の答申の結果に基づき、医療的ケアの実施の可否を決定し、医療的ケア決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

3 (略)

議案第 36 号

甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市英語検定料補助金交付要綱（平成26年甲賀市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学生」を「中学生及び小学生」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第3条を次のように改める。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1） 児童又は生徒及びその保護者のいずれもが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されていること。

（2） 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。次号において「法」という。）第1条に規定する甲賀市立以外の中学校、中等教育学校又は特別支援学校（中学部に限る。）に在学していること。

イ 法第1条に規定する小学校（第6学年に限る。）に在学していること。

第5条中「生徒」を「生徒又は児童」に改める。

様式第1号中「中学校」を削る。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市英語検定料補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>中学生及び小学生</u>が目標に挑戦する主体的な学びの育成と意欲の向上、さらには英語力の向上を目的に英語検定を受験する際の保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において甲賀市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号_____）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p><u>（補助対象者）</u></p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>児童又は生徒及びその保護者のいずれもが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されていること。</u></p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>学校教育法（昭和22年法律第26号。次号において「法」という。）第1条に規定する甲賀市立以外の中学校、中等教育学校又は特別支援学校（中学部に限る。）に在学していること。</u></p> <p>イ <u>法第1条に規定する小学校（第6学年に限る。）に在学していること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>中学生</u>が目標に挑戦する主体的な学びの育成と意欲の向上、さらには英語力の向上を目的に英語検定を受験する際の保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において甲賀市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号。<u>以下「規則」という。</u>）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。</p> <p><u>（補助対象者）</u></p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記載されており、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する甲賀市立以外の中学校、中等教育学校又は特別支援学校中学部に在学する生徒の保護者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p>

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、生徒又は児童1人につき検定料の全額とする。

2 補助金の交付は、生徒又は児童1人当たり1年度につき1回とする。

様式第1号(第6条関係)

(略)

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、生徒\_\_\_\_\_1人につき検定料の全額とする。

2 補助金の交付は、生徒\_\_\_\_\_1人当たり1年度につき1回とする。

様式第1号(第6条関係)

(略)

議案第 37 号

甲賀市総合型地域スポーツクラブ等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定  
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市総合型地域スポーツクラブ等補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

甲賀市総合型地域スポーツクラブ等補助金交付要綱（平成20年甲賀市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定するもののほか、この告示に定めるところによる」を「に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、甲賀市教育委員会が推進している総合型地域スポーツクラブ及び総合型地域スポーツクラブ連絡協議会であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 営利を目的とせず、地域住民に対して継続的にスポーツ活動の場を提供していること。
- （2） 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が役員又は実質的に経営を支配する者として関与していないこと。
- （3） 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- （4） 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（以下「くじ要綱」という。）に定める助成対象者の要件に該当すること（くじ要綱に定める助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる場合に限る。）。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- （1） 地域住民のスポーツ活動の振興及び交流の促進に資するものであること。
- （2） 補助金の交付を申請する年度内に完了するものであること。
- （3） くじ要綱に定める助成対象事業の要件に該当すること（助成金の交付の対象となる場合に限る。）。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費の10分の10に相当する額とし、

予算の範囲内で市長が定める額を上限とする。

第10条中「必要な事項」を「補助金の交付に関し必要な事項」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(関係書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿書類その他関係書類を、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(表示及び広報)

第14条 補助金の交付を受けた者(助成金の交付を受けた者に限る。)は、補助事業を実施するに当たり、当該事業に係る印刷物、看板、ウェブサイトその他の媒体において、助成金の交付を受けている旨を表示しなければならない。

第9条の見出し中「概算払い」を「概算払」に改め、同条中「第5条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象団体」を「補助決定者」に、「概算払い」を「概算払」に、「第6条」を「第10条」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「補助対象団体」を「補助決定者」に、「第13条による」を「第13条の規定による」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象団体」を「補助決定者」に改め、同条第1号中「甲賀市」を削り、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後、事業内容、経費の配分その他交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(実施状況の検査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、帳簿書類その他関係書類の提出若しくは提示を求め、又は職員をして補助事業の実施状況を検査させることができる。

第6条の見出し中「補助の交付決定」を「交付決定」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「補助の交付申請」を「交付申請」に改め、同条中「補助対象団体が、補助金の交付を受けようとする時」を「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」に改め、同条第1号中「甲賀市」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（補助期間）

第5条 補助金の交付期間は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 総合型地域スポーツクラブ 設立後3年間。ただし、4年目以降において、助成金の交付対象となる場合は、この限りでない。

（2） 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 設立後3年間

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市総合型地域スポーツクラブ等補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、甲賀市が地域と深く密着した総合型地域スポーツクラブの活動を通して、地域住民の健康増進と地域の活性化及び青少年の健全育成に寄与する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号。以下「規則」という。）<u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(補助対象者)</u></p> <p>第2条 <u>補助金の交付の対象となる者は、甲賀市教育委員会が推進している総合型地域スポーツクラブ及び総合型地域スポーツクラブ連絡協議会であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>営利を目的とせず、地域住民に対して継続的にスポーツ活動の場を提供していること。</u></p> <p>(2) <u>甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が役員又は実質的に経営を支配する者として関与していないこと。</u></p> <p>(3) <u>政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。</u></p> <p>(4) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、甲賀市が地域と深く密着した総合型地域スポーツクラブの活動を通して、地域住民の健康増進と地域の活性化及び青少年の健全育成に寄与する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号。以下「規則」という。）<u>に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。</u></p> <p><u>(補助対象)</u></p> <p>第2条 <u>補助金交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、甲賀市教育委員会が推進している総合型地域スポーツクラブ及び総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に限るものとする。</u></p>

金交付要綱（以下「くじ要綱」という。）に定める助成対象者の要件に該当すること（くじ要綱に定める助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる場合に限る。）。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（1） 地域住民のスポーツ活動の振興及び交流の促進に資するものであること。

（2） 補助金の交付を申請する年度内に完了するものであること。

（3） くじ要綱に定める助成対象事業の要件に該当すること（助成金の交付の対象となる場合に限る。）。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費の10分の10に相当する額とし、予算の範囲内で市長が定める額を上限とする。

（補助期間）

第5条 補助金の交付期間は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（補助期間）

第4条 補助金の交付期間は、総合型地域スポーツクラブにおいては設立後3年間とする。ただし、4年目以降には、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱第2条の規定に基づくスポーツ振興くじ助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる場合は、この限りではない。

2 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会においては設立後3年間とする。

(1) 総合型地域スポーツクラブ 設立後3年間。ただし、4年目以降において、助成金の交付対象となる場合は、この限りでない。

(2) 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 設立後3年間

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条第1項に定める次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) \_\_\_\_\_総合型地域スポーツクラブ等補助金交付申請書

(2) 及び(3) (略)

(交付決定)

第7条 (略)

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後、事業内容、経費の配分その他交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(実施状況の検査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、帳簿書類その他関係書類の提出若しくは提示を求め、又は職員をして補助事業の実施状況を検査させることができる。

(実績報告書の提出)

(補助の交付申請)

第5条 補助対象団体が、補助金の交付を受けようとする時 \_\_\_\_\_ は、規則第3条第1項に定める次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 甲賀市総合型地域スポーツクラブ等補助金交付申請書

(2) 及び(3) (略)

(補助の交付決定)

第6条 (略)

(実績報告書の提出)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定に定める次の書類を、補助事業が完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1)           総合型地域スポーツクラブ等補助金実績報告書
  - (2) 及び (3) (略)
- (補助金の交付請求)

第11条 補助決定者が、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、通知を受けた日から30日以内に、規則第15条第1項の規定による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払 )

第12条 補助決定者  
          は、補助事業の運営上の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、市長の承認を得て補助金の概算払を受けることができる。この場合において、第10条の実績報告書の提出後補助金の額に過払いを生じたときは、その額を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿書類その他関係書類を、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象団体は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定に定める次の書類を、補助事業が完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 甲賀市総合型地域スポーツクラブ等補助金実績報告書
  - (2) 及び (3) (略)
- (補助金の交付請求)

第8条 補助対象団体が、規則第13条による          補助金の額の確定通知を受けたときは、通知を受けた日から30日以内に、規則第15条第1項の規定による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第9条 第5条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象団体は、補助事業の運営上の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、市長の承認を得て補助金の概算払いを受けることができる。この場合において、第6条の実績報告書の提出後補助金の額に過払いを生じたときは、その額を返還しなければならない。

(表示及び広報)

第14条 補助金の交付を受けた者（助成金の交付を受けた者に限る。）  
は、補助事業を実施するに当たり、当該事業に係る印刷物、看板、ウェブ  
サイトその他の媒体において、助成金の交付を受けている旨を表示し  
なければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項  
は、市長が定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項  
は、市長が定める。

議案第 38 号

第 3 期甲賀市障害者活躍推進計画の策定について

上記の議案を提出する

令和 8 年 3 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

### 第3期甲賀市障害者活躍推進計画の策定について

第3期甲賀市障害者活躍推進計画を別紙により策定することにつき、教育委員会の議決を求める。

## 第3期

# 甲賀市障害者活躍推進計画（案）

令和8年（2026年）4月

甲賀市長

甲賀市議会議長

甲賀市教育委員会

甲賀市選挙管理委員会

甲賀市代表監査委員

甲賀市農業委員会

## 甲賀市障害者活躍推進計画

令和8年4月1日

甲賀市長  
甲賀市議会議長  
甲賀市教育委員会  
甲賀市選挙管理委員会  
甲賀市代表監査委員  
甲賀市農業委員会

甲賀市障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、市全体で障がい者の活躍に向けた取組を推進するために甲賀市長、甲賀市議会議長、甲賀市教育委員会、甲賀市選挙管理委員会、甲賀市代表監査委員、甲賀市農業委員会が連名で策定する計画です。

### 1. 策定要旨

本市では、法等に基づき、これまで障がいのある人を対象とした採用試験の実施や働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

令和元年6月に、障がい者の雇用を一層促進することを目的として、法改正され、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がいのある人を雇用するように努めることが明確化されるとともに、障がいのある人の活躍の場の拡大に関する取組として「障害者活躍推進計画」を作成することとされました。

本市におきましても、法定雇用率の達成および障がいのある職員、一人ひとりが能力を有効に発揮して活躍できる職場環境整備に向けた取組を推進するため、法第7条の3第1項の規定に基づき、本計画を策定します。

### 【参考】

障害者の雇用の促進等に関する法律 抜粋

第7条の3 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関（当該任命者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。）が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みに関する計画（以下この条及び第78条第1項第2号において「障害者活躍推進計画」という。）を作成しなければならない。

甲賀市障害者活躍推進計画

【甲賀市】

機関名	甲賀市
任命権者	甲賀市長、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間） ※計画期間内においても、毎年度、取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
甲賀市における障がい者雇用に関する課題・取組方針	本市では、障がいのある人を対象とした採用試験の実施や障がいのある職員が働きやすい職場環境の整備などに取り組み、障がい者雇用の促進を図ってきた。 今後も、法定雇用率の達成及び障がいのある職員一人ひとりが障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、活躍できる職場環境を目指して取り組んでいく。
目標	
① 採用に関する目標	○本市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項に基づく特例認定（市長部局と教育委員会（全任命権者）の雇用率を合算できる）を受けていることから、全任命権者で合算して目標を設定する。 【実雇用率】 法定雇用率以上の障がい者雇用を行う。 （参考：令和7年6月1日時点の実雇用率：2.95%） *令和6年4月1日から法改正により、法定雇用率が2.60%から3.0%に引き上げとなった。（経過措置として、令和8年6月30日までは2.80%） （評価方法） 毎年の任免状況通報により、把握・進捗管理を行う。
② 定着に関する目標	○不本意な理由での離職を生じさせない。 （評価方法） 毎年度末、人事記録等をもとに前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワークエンゲージメント】 「仕事に誇りややりがいを感じている」など、仕事への積極的関与の状態が継続できるよう取組を行う。 （評価方法） 毎年4月時点で在席している障がいがある職員に対し、面談を実施し把握する。

④ キャリア形成に関する目標	○本人の希望を踏まえつつ、本人にあった業務の割り振りや職場配置を行う。また、意欲や能力に応じて業務の拡大等を図り、キャリア形成を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備（「人」の視点）	
(1) 組織面	○障がい者雇用の促進及び本計画の円滑な実施を図るため、障害者雇用推進者を選任する。 ○障害者雇用促進法第 79 条に基づく障害者職業相談員を選任する。 ○職場や障がいのある職員からの相談体制を図るため、障害者職業生活相談員として、人事課長及び教育総務課長を選任する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 ○職員に対して、障がいに関する理解促進、啓発、研修を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出（「仕事」の視点）	
	○障がいのある職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用時や部署異動時など定期的に面談を行い、障がいのある職員と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて業務変更等の検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための人事管理（「環境」の視点）	
(1) 職務環境	○障がいのある職員からの要望を踏まえ、適切な環境整備に努める。 ○新規に採用した職員について、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した採用に努める。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 働き方	<p>○時間単位又は半日単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種制度の利用を促進する。</p> <p>○国や他都市における休暇制度や勤務時間制度の調査を行い、適切な制度の検討を行う。</p> <p>○テレワークの利用や時差勤務など勤務時間制度の利用を促進する。</p> <p>○会計年度任用職員の採用において、職務の選定を行う。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望に応じ、各種研修受講に必要な合理的配慮を検討し、受講できるようにする。</p> <p>○障がい者である職員の配置実績のない職場への配置により職域の拡大を行う。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○年 1 回以上の面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握を行う。</p> <p>○障がいのある職員からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場での支援体制の整備、通勤への配慮を行う。</p> <p>○在職中に疾病・事故等により障がいを有する状態となった職員について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

※「障害」と「障がい」の表記については、法令や制度によるものは「障害」、それ以外については「障がい」と記載しています。